

飯山市除雪支援隊補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玄関先等の除雪が必要な高齢者等の世帯の負担軽減を図るため、除雪が必要な世帯の除雪を行う除雪支援隊の設立を促進するとともに、その活動を支援するため、予算の範囲内で補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「除雪支援隊」とは、各区内において、玄関先等の除雪が必要な高齢者等の世帯に対し、有償で除雪を行う団体をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金等の交付対象者は、除雪支援隊の代表者とする。

(交付の額等)

第4条 補助金等の交付の区分、金額等は、次の表のとおりとする。ただし、除雪支援隊設立交付金の交付は、1除雪支援隊について1回限りとする。

区分		金額等
除雪支援隊設立交付金		50,000 円
除雪支援隊活動 補助金	傷害保険掛金補助	傷害保険掛金の3分の2以内の額（その額に百円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1人当たり3,000 円を限度とする。 ただし、傷害保険の被保険者は、除雪支援隊の構成員個人とすること。
	除雪機購入費補助	除雪機購入費の10分の1以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1台当たり300,000 円を限度とする。ただし、対象となる除雪機は、次の要件を全て満たすものとする。 (1) 除雪支援隊の構成員が所有し、除雪支援隊の活動に使用するものであること。 (2) 更新の場合は、更新前の除雪機購入後10年以上経過したものであること。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。